

著作権の制限 2 (引用、試験問題としての複製)

著作権法

弁護士 尾関孝彰

2026年6月1日

引用（32条1項）

32条1項

「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。」

● 32条1項に示される適法引用の要件

- ① 引用元の著作物が公表されていること
- ② 「引用」に該当すること
- ③ 公正な慣行に合致すること
- ④ 引用の目的上正当な範囲内で行なわれること

◆ これらの要件は、抽象的である

- パロディ・モンタージュ写真事件最高裁判決は、適法引用の要件として、**明瞭区分性**（引用部分とその他の部分が明瞭に区分されていること）と、**主従関係**（引用部分が従、その他の部分が主であること）という要件を挙げた。

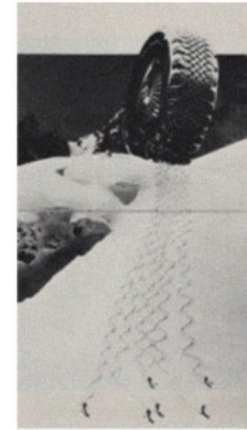
最高裁昭和55年3月28日判決（パロディ・モンタージュ写真事件）

- ◆パロディ・モンタージュ写真事件では、一審被告による原告写真の利用が旧著作権法30条2項の適法引用に該当するか否かが争われた。

〔原告写真〕



〔被告パロディ作品〕



※ パロディでは、通常、主従関係も明瞭区分性も充足されない。

【最高裁の判断】

- 「ここにいう引用とは、紹介、参照、論評その他の目的で自己の著作物中に他人の著作物の原則として一部を採録することをいうと解するのが相当であるから、右引用にあたるというためには、引用を含む著作物の表現形式上、引用して利用する側の著作物と、引用されて利用される側の著作物とを明瞭に区別して認識することができ、かつ、右両著作物の間に前者が主、後者が従の関係があると認められる場合でなければならないというべきであり」
- 「本件モンタージュ写真に取り込み利用されている本件写真部分は、本件モンタージュ写真の表現形式上前説示のように従たるものとして引用されているということとはできないから、本件写真が本件モンタージュ写真中に法三〇条一項第二にいう意味で引用されているということもできない」

【昭和45年に全文改正される前の旧著作権法30条1項】

第三十条 〔著作権の制限〕 既ニ発行シタル著作物ヲ左ノ方法ニ依リ複製スルハ偽作ト看做サス

- 第一 発行スルノ意思ナク且器械的又ハ化学的方法ニ依ラスシテ複製スルコト
- 第二 自己ノ著作物中ニ正当ノ範囲内ニ於テ節録引用スルコト

適法引用の要件

- ◆パロディ・モンタージュ写真事件最高裁判決は、新著作権法（昭和45年に全文改正された後の著作権法）にも通用するのか？
- ◆旧著作権法30条1項2号と新著作権法32条1項との文言の近似、及び「引用にあたるというためには、」というパロディ・モンタージュ写真事件最高裁判決の文言によると、パロディ・モンタージュ写真事件最高裁判決は新著作権法にも適用され、明瞭区分性と主従関係は「引用」に該当するための要件であると考えられる。

➤ 以上をまとめると、32条1項所定の適法引用の要件は、

- ① 引用元の著作物が公表されていること
- ② 「引用」に該当すること
- ③ 公正な慣行に合致すること
- ④ 引用の目的上正当な範囲内で行なわれること

であり、明瞭区分性（引用部分とその他の部分が明瞭に区分されていること）と主従関係（引用部分が従、その他の部分が主であること）は、「引用」に該当するための要件であると考えられることができる。

➤ 明瞭区分性は、公正な慣行に合致することの考慮要素であり、主従関係は、引用の目的上正当な範囲内で行われることの考慮要素であるとの考え方もある（レオナルド フジタ 絵画複製事件東京高裁判決は、この考えを採用したと思われる）。

東京高裁昭和60年10月17日判決（レオナルドフジタ絵画複製事件）

「著作権法第三二条第一項は、「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。」と規定しているが、ここに「引用」とは、報道、批評、研究等の目的で他人の著作物の全部又は一部を自己の著作物中に採録することであり、また「公正な慣行に合致し」、かつ、「引用の目的上正当な範囲内で行なわれる」ことという要件は、著作権の保護を全うしつつ、社会の文化的所産としての著作物の公正な利用を可能ならしめようとする同条の規定の趣旨に鑑みれば、全体としての著作物において、その表現形式上、引用して利用する側の著作物と引用されて利用される側の著作物とを明瞭に区別して認識することができること及び右両著作物の間に前者が主、後者が従の関係があると認められることを要すると解すべきである。そして、右主従関係は、両著作物の関係を、引用の目的、両著作物のそれぞれの性質、内容及び分量並びに被引用著作物の採録の方法、態様などの諸点に亘つて確定した事実関係に基づき、かつ、当該著作物が想定する読者の一般的観念に照らし、引用著作物が全体の中で主体性を保持し、被引用著作物が引用著作物の内容を補足説明し、あるいはその例証、参考資料を提供するなど引用著作物に対し付従的な性質を有しているにすぎないと認められるかどうかを判断して決すべきものであり、このことは本件におけるように引用著作物が言語著作物（富山論文）であり、被引用著作物が美術著作物（本件絵画の複製物）である場合も同様であつて、読者の一般的観念に照らして、美術著作物が言語著作物の記述に対する理解を補足し、あるいは右記述の例証ないし参考資料として、右記述の把握に資することができるように構成されており、美術著作物がそのような付従的な性質のもの以外ではない場合に、言語著作物が主、美術著作物が従の関係にあるものと解するのが相当である。」

適法引用の要件

◆ 主従関係

- 主従関係は、引用著作物と引用元著作物の分量だけではなく、引用の目的、引用の態様などの諸般の要素を考慮して判断される（レオナルド フジタ 絵画複製事件東京高裁判決）。
- レオナルド フジタ 絵画複製事件東京高裁判決は、主従関係は、諸般の要素を考慮して決定されると判断した上、絵画を解説する論文で128点の絵画（原告絵画はそのうちの約10点）が引用された事例において、紙面において複製された原告絵画が占める面積が大きく、独立して原告絵画を鑑賞することができることに着目して、解説が主・絵画が従の関係にあることを否定した。

◆ 「公正な慣行に合致すること」

- 一般的には、引用元著作物の出典の表示が必要。
- 学術論文については、厳格な引用のルールがあり、それを遵守しているか否かが公正な慣行に合致しているか否かの考慮要素になる。

◆ 「引用の目的上正当な範囲内で行なわれること」

- 主従関係の判断と重複することになる。主従関係の要件が充足される場合には、基本的に、「引用の目的上正当な範囲内で行なわれ」と判断してよい。

適法引用に関する論点

要約引用は、公正な慣行に合致するか？

- 実務上、引用元著作物において引用したい記述が長文である場合、あるいは引用元著作物において引用したい記述が細切れである場合は、要約引用される。長文そのままの引用は、主従関係を減殺することになる。細切れの引用は、かえって引用元著作物の趣旨に反することになる。
- 引用元著作物において引用したい記述が長文である場合、あるいは引用元著作物において引用したい記述が細切れである場合は、引用元著作物の趣旨に忠実である限り、要約引用は公正な慣行に合致すると考える（判例の傾向）。
- 要約引用が公正な慣行に合致する場合、同一性保持権侵害にはならないと考えられる（20条2項4号）。
- ◆ 翻案に該当する態様の引用は許されるか？47条の6第1項2号は、「翻訳」を挙げているが、「翻案」を挙げていない。
- 許されないと考える（自説）。引用する際に新たな創作性を付加すると、被引用著作物の趣旨から乖離することになる。
- 当該引用形態が現時点での慣行でなくても、社会的に広く受け入れられるものであればよいと考える。
- 48条（出典、著作者名表示義務）違反と、引用要件充足の有無は別問題。
- 著作者名の省略が公正な慣行に合致する場合、著作者名を記載しなくても氏名表示権違反にはならないと考えられる（19条3項）。

適法引用に関する論点

20条2項4号

（前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。）「前三号に掲げるもののほか、著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変」

47条の6第1項2号

（次の各号に掲げる規定により著作物を利用することができる場合には、当該著作物について、当該規定の例により当該各号に定める方法による利用を行うことができる。）「…第三十二条… 翻訳」

48条

「次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。

一 第三十二条…」

19条3項

「著作者名の表示は、著作物の利用の目的及び態様に照らし著作者が創作者であることを主張する利益を害するおそれがないと認められるときは、公正な慣行に反しない限り、省略することができる。」

適法引用に関する論点

- ◆ 被引用著作物に「引用禁止」との注意書きがあった場合、32条1項は適用されるか？
- 適用されると考えられている。32条1項には、32条2項但書きに相当する制限がないことがその理由になる。

32条2項

「国等の周知目的資料は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができる。ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。」

- ◆ 引用文献が著作物であることは、32条1項が適用されるための要件か否か？
- 両方の見解がある。
- 旧著作権法30条1項第二は、「自己ノ著作物中ニ正当ノ範囲内ニ於テ節録引用スルコト」と規定していた。他方、新著作権法（現著作権法）32条1項の文言は、引用側文献が著作物であること（創作性を有すること）を要件としていない。
- 社会的に必要な著作物引用を所定の範囲内で認めるのが32条1項の趣旨と考えると、引用側文献が著作物に該当しなくても（創作性がなくても）他人の著作物を引用すべき場合があるから、引用側文献が著作物であること（引用側文献に創作性があること）は要件ではないと考える。知財高裁平成22年10月13日判決（絵画鑑定証書事件）も要件ではないとしている。

【事案】

絵画鑑定書の発行者が、鑑定対象である絵画を絵画鑑定書に縮小カラーコピーした。ただし、当該コピーのサイズ・解像度は、鑑定対象が何であるのか特定するには十分なものであったが、絵画を美術的に鑑賞するには不十分なものであった。

◆ 当該コピーは「複製」に該当するか？

- 「複製」に該当するためには、引用元著作物の本質的特徴が維持されていることが要件になると考える（ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件最高裁判決）。
- 引用元著作物の本質的特徴を直接感得できる限り、解像度が美術的に鑑賞するには不十分な解像度であっても、「複製」に該当する。
- 依拠性の要件、有形的再製の要件が充足されるのは明らかである。

◆ 32条1項は適用されるか？

- 本判決は、パロディ・モンタージュ写真事件最高裁判決が示した明瞭区分性、主従関係の要件には触れずに、諸般の事情の総合考慮によって32条1項が適用されるか否かを判断した。
- 美術的に鑑賞できないレベルまで縮小・解像度低下されているのであれば、本件著作物である絵画の鑑賞需要を奪うものではなく、複製権者の経済的利益を害しない態様の引用であると言える。この場合、明瞭区分性の要件及び主従関係の要件が充足されると判断することができる。

知財高裁平成22年10月13日判決（絵画鑑定証書事件）

【裁判所の判断（総合考慮基準）】

「公表された著作物は、公正な慣行に合致し、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で引用して利用することができる」と規定されているところ（同法32条1項）、他人の著作物を引用して利用することが許されるためには、引用して利用する方法や態様が公正な慣行に合致したものであり、かつ、引用の目的との関係で正当な範囲内、すなわち、社会通念に照らして合理的な範囲内のものであることが必要であり、著作権法の上記目的をも念頭に置くと、引用としての利用に当たるか否かの判断においては、他人の著作物を利用する側の利用の目的のほか、その方法や態様、利用される著作物の種類や性質、当該著作物の著作権者に及ぼす影響の有無・程度などが総合考慮されなければならない。」

- ◆ 引用側文献である絵画鑑定書本文が著作物であること（創作性を有すること）は32条1項が適用されるための要件か？
- ◆ 本判決は、要件ではないと判断した。

公的機関（国等）の周知目的資料の転載（32条2項）

32条2項

「国等の周知目的資料は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができる。ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。」

- 32条2項によると、公的機関（政府機関・司法機関・立法機関）の周知目的資料は、原則として、転載可能である。
- 32条2項が適用されるための要件
- 明瞭区分性は要求されると考える。
- 「引用」は引用により自己の資料を補完する行為を意味するのに対し、「転載」は被転載著作物の内容を伝達する行為を意味する。そのため、主従関係は問題にならない。周知目的資料の全文を掲載することも、転載側文献の内容がないことも、32条2項を適用する上で問題にならない。
- 公正な慣行への合致は要求されていない。
- 「引用の目的上正当な範囲内で行われること」の要件に代えて、「説明の材料として」との要件が規定されている。
- ◆ インターネット上のウェブサイトは、「刊行物」に該当するか？
- 「刊行物」は、有形的媒体であると解釈される。したがって、インターネット上のウェブサイトは、「刊行物」に該当しない。
- しかしながら、ウェブサイトに転載して内容を伝達することは、公的機関の周知目的資料を周知させるという32条2項の趣旨に合致するので、32条2項が類推適用されると考える（自説）。

公的機関（国等）の周知目的資料の転載（32条2項）

- 転載禁止の表示があっても（32条2項但書きが適用されても）、32条1項に基づき引用することは可能である。
- 外国の政府機関、自治体、関連組織は、「国等」に該当するか？
- ヨーロッパ特許庁、WIPO（世界知的財産機構）等の条約上の組織は、「国等」に該当するか？
- 外国の法律、及びヨーロッパ特許条約、特許協力条約（PCT）等の条約も、事実上、日本国内で日常的に参照・複製されている実態に鑑み、該当すると考える。

教科用図書への掲載、教科用図書代替教材への掲載、教科用拡大図書の作成のための複製

■ 教科書への掲載（33条）

- 公表された著作物は、検定教科書に許諾なく掲載することができる。
- ただし、補償金支払義務が発生する。

■ 教科用図書代替教材への掲載（33条の2）

- 検定教科書に掲載された著作物は、デジタル版教科書にも掲載することができる。
- ただし、補償金支払義務が発生する。

■ 教科用拡大図書の作成のための複製（33条の3）

- 検定教科書に掲載された著作物は、障害者である児童のための教科書（教科用拡大図書）に掲載することができる。
- ただし、当該複製（点字による複製を除く）がなされた教科用拡大図書を営利目的で頒布する場合には補償金支払義務が発生する。

学校教育番組での放送、教育機関の授業の過程における複製・公衆送信

■ 学校教育番組での放送（34条）

- 公表された著作物は、学校教育番組（学校教育で使用される又はこれを補助する目的で制作される放送番組）として許諾なく翻案・放送することができる。
- ただし、補償金支払義務が発生する。

■ 教育機関の授業の過程における複製・公衆送信（35条）

- 教育機関の授業の過程において、公表された著作物の複製又は公衆送信をすることができる。
- ただし、公衆送信（リモート授業のための公衆送信を除く）する場合は、補償金支払義務が発生する。リモート授業のための公衆送信には補償金の支払は不要。

試験問題としての複製・公衆送信

36条1項

「公表された著作物については、入学試験その他の学識技能に関する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の問題として複製し、又は公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。次項において同じ。）を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」

47条の6第1項2号

「次の各号に掲げる規定により著作物を利用することができる場合には、当該著作物について、当該規定の例により当該各号に定める方法による利用を行うことができる。二 …第三十六条第一項… 翻訳」

- 試験の目的に必要な限りで、試験問題として、許諾なく、公表済み著作物の複製又は公衆送信をすることができる（36条1項）。
- 試験をする主体は、教育機関に限定されない。例えば、民間企業の入社試験のために複製又は公衆送信する場合にも36条1項は適用される。
- 翻訳して使用（複製又は公衆送信）することができる（47条の6第1項2号）。他方、47条の6第1項2号は、許可される使用形態として、変形、編曲、翻案を挙げていない。そのため、36条1項による使用をする上で、変形、編曲、翻案（狭義の翻案）をすることはできないと考えられる。

36条2項

「営利を目的として前項の複製又は公衆送信を行う者は、通常の使用料の額に相当する額の補償金を著作権者に支払わなければならない。」

- 営利を目的とする複製又は公衆送信には、補償金支払義務が発生する（36条2項）。
- 受験予備校が、模擬試験のために複製又は公衆送信する行為には、36条2項が適用され、補償金支払義務が発生する。
- 会社の入社試験のための複製又は公衆送信は、営利目的ではなく、36条2項は適用されないと考えられている。しかしながら、入社試験も会社の営業活動の一つであるので補償金支払義務が発生するが、試験自体が営利行為である場合と比較して補償金の額は低く評価されるとの考え方もありえる。

試験問題としての複製・公衆送信

47条の7 「第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十条の四、第三十一条第一項（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）若しくは第七項（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）、第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条、第三十七条の二（第二号を除く。以下この条において同じ。）、第三十九条第一項、第四十条第一項若しくは第二項、第四十一条、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十六条、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二、第四十七条の四又は第四十七条の五の規定により複製することができる著作物は、これらの規定の適用を受けて作成された複製物（第三十一条第一項若しくは第七項、第三十六条第一項、第四十一条の二第一項、第四十二条又は第四十二条の二第一項の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を含む。以下この条において同じ。）を除く。）の譲渡により公衆に提供することができる。ただし、第三十条の三、第三十一条第一項若しくは第七項、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、第四十一条、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二、第四十七条の四若しくは第四十七条の五の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（第三十一条第一項若しくは第七項、第四十一条の二第一項、第四十二条又は第四十二条の二第一項の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物を除く。）を第三十条の三、第三十一条第一項若しくは第七項、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、第四十一条、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二、第四十七条の四若しくは第四十七条の五に定める目的以外の目的のために公衆に譲渡する場合又は第三十条の四の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を当該著作物に表現された思想若しくは感情を自ら享受し若しくは他人に享受させる目的のために公衆に譲渡する場合は、この限りでない。」

- 36条1項が適用された試験問題は、許諾なく頒布することができる（47条の7）。すなわち、試験の受験生は試験問題を持ち帰ってよい。ただし、映画の著作物が複製された試験問題（媒体）は、頒布が許されないので、回収しなければならない。
- 試験後も継続して公衆送信をすることはできない。試験が終わったら公衆送信を止めなければならない。

試験問題としての複製・公衆送信

- 36条が著作権者の許諾を免除する趣旨：
 - ✓ 試験問題の秘密性を確保すること
 - ✓ 通常、試験問題に使用されても著作物の需要を減殺しないこと

□ 知財高裁平成18年12月6日判決（国語ドリル事件）

教科書の題材を利用する形態の国語テストには、どの著作物がテストの題材になるか事前に予測されている（秘密にする必要性が少ない）ので、36条1項所定の「試験又は検討の問題として複製」に該当しない。

視覚障害者又は聴覚障害者が利用するために必要な形式による複製

- 公表された著作物は、視覚障害者のために点字により複製すること（37条）、聴覚障害者のために文字にして複製すること（37条の2）ができる。

37条1項

「公表された著作物は、点字により複製することができる。」

- 著作物の点字化、暗号化、その他の符号化は、表現方式を変えて再製する行為であり、翻訳した上での複製ではなく、単なる複製に該当する。